

第1章 理事会の運営

(目的)

第1条 一般法人法及び当法人の定款に基づき、理事会の運営に関する細則を定め、公明で正大な法人運営を目指すものとする。

(構成)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 定款第22条第1項の理事の定数3名以上30名以内の選出区分内訳は次の通りとする。

専門部代表	11名以内	}	計30名以内
業務部代表	5名以内		
事務局	2名以内		
地区協会長	3名以内		
地区協会理事長	3名以内		
その他の理事	若干名		
会長指名理事	若干名		

(三役会)

第3条 理事会の目的を効果的に果たすため、会長・専務理事・常務理事による三役会を置き、理事会に提出する議案の審議及び緊急事項を審議・執行する。緊急事項の審議・執行の場合は、次の理事会または臨時理事会に必ず事後報告を行うこととする。

2 三役会に、議題により筆頭副会長並びに地区協会事務局長を入れることができる。

3 三役会の開催は、理事会の前のほか、会長及び専務理事の判断で開催できることとする。

(権限)

第4条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 事業計画・予算に関する事項の決定
- (3) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (4) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (5) 理事の職務の執行の監督
- (6) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (7) 役員・監事並びに会計監査人の人事案承認

(種類及び開催)

第5条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、6月・9月・12月・3月を基準に計画実施し、それぞれの業務目的をはたす。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。

- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第6条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知をしなければならない。

(議長)

第7条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長もしくは会長が指名した理事がこれに当たる。

(決議)

第8条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、委任状を含めて出席した理事が総理事数の過半数に達し、かつ総議決権数の過半数の決議をもって行う。

2 理事が、理事会を欠席する場合は、議決権を出席する他の理事に委任することができる。この場合当法人の様式による委任状を必要とする。

(議事録)

第9条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長・副会長および専務理事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名の上保存する。

第2章 役員の定年制について

第10条 役員は就任時において、その年齢が75歳未満とする。(会長、副会長はこの限りではない。)

第11条 役員とは、定款第22条に定める理事(代表理事・副会長・専務理事・常務理事・理事・部長・委員長)・監事・副理事(補佐・次長・副委員長・副部長・主事)及び代議員とする。

第12条 人選委員会の役員の選任にあたっては第10条によるものとする。

第13条 役員が任期の途中において、第10条の満年齢を迎えた場合、その役員は任期が満了するま

では役員として在任するものとする。

第3章 会長指名人事

第14条 定款23条の3にもとづき、会長は、定められた範囲内で会長指名理事および副理事若干名を置くことができる。

第15条 会長は定款の定める範囲内で、当法人の会員にかかわらず理事にふさわしい人物を会長指名理事（正会員）として若干名指名することができる。

第16条 会長は、当法人の会員から法人の業務を担うのにふさわしい人物を会長指名副理事（正会員）として若干名指名することができる。

第17条 会長指名人事は理事会の承認を必要とし、かつ総会の議決を得ることとする。

附則 この細則は、当法人の登記が行われた日から施行する。

平成30年3月10日改正

入会届様式	第3号様式
正 会 員 入 会 届	
平成 年 月 日	
一般社団法人静岡県バレーボール協会 様	
氏名	
私は（一社）静岡県バレーボール協会の目的に賛同し、正会員になることを届出ます。 なお会員になった際には、会員としての義務を果たすことを承諾いたします。	
記	
1 <u>自宅住所</u> 〒	
2 <u>電話</u>	
3 <u>メールアドレス</u>	
4 <u>職業</u>	
5 <u>勤務先</u> 電話	

記載された個人情報、当法人の目的達成のため以外には使用いたしません。

退 会 届 (役員辞職届)

平成 年 月 日

一般社団法人静岡県バレーボール協会長 様

私こと氏名 _____ は、下記理由により (退会・役員辞職) を希望するので届出いたします。 どちらかに○を付ける

記

1 在会中の協会の職名

2 退会の理由

この手続きにより個人情報、抹消いたします。

委 任 状

私は、(一社) 静岡県バレーボール協会 平成 年 月 日開催の _____ 会における議案決定について、 _____ 氏にすべての権限を委任いたします。

平成 年 月 日

一般社団法人静岡県バレーボール協会長 様

氏名 _____ ⑩